

(履行期限等)

第3条 履行期限は、次のとおりとする。

履行期限 仕様書のとおり

2 乙は、前項記載の履行期限までに仕様書等に定める委託内容を履行するものとし、成果物の納入が義務付けられている場合は、仕様書等に定める納入場所に成果物を納入するものとする。

(権利・義務の譲渡)

第4条 乙は、この契約によって生ずる権利、義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は承継させないものとする。ただし、乙が書面により申し出た場合において、甲が承認したときは、この限りでない。

(代理人の届出)

第5条 乙は、この契約の履行に関する事務の全部又は一部を行わせるため、代理人を選任する場合は、あらかじめ、書面により甲に届け出るものとする。

(仕様書等の疑義)

第6条 乙は、仕様書等に疑義がある場合は、速やかに甲の説明を求めるものとする。

2 乙は、前項の説明に従ったことを理由として、この契約に定める義務の履行の責めを免れない。ただし、乙がその説明の不適切なことを知って、速やかに甲に異議を申し立てたにもかかわらず、甲が当該説明によることを求めたときは、この限りでない。

第2章 契約の履行

(監督)

第7条 甲は、この契約の適正な履行を確保するため、必要がある場合は、監督社員を定め、乙の作業場所等に派遣して甲が提供した資料等の保護・管理が、適正に行われているか等について、甲の定めるところにより監督をさせ、乙に対し必要な指示をさせることができる。

2 甲は、監督社員を定めたとき、その社員の氏名並びに権限及び事務の範囲を乙に通知するものとする。

3 乙は、監督社員の職務の遂行につき、相当の範囲内で協力するものとする。

4 監督社員は、職務の遂行に当たり、乙が行う業務を不当に妨げないものとする。

5 監督を受けるのに必要な費用は、代金に含まれるものとする。

(履行完了の届出)

第8条 乙は、履行を完了したときは、遅滞なく書面をもって甲に届けるものとする。この場合、仕様書等において納入が義務付けられている成果物及び関係書類等がある場合は、これを添えて届け出るものとする。

(検査)

第9条 甲又は甲が検査を行う者として定めた社員(以下「検査社員」という。)は、前条の規定により届け出を受理した日から起算して10日以内に、乙の立会を求めて、甲の定めるところにより検査を行い、合格又は不合格の判定をするものとする。ただし、乙が立ち会わない場合は、乙の欠席のまま検査をすることができる。

- 2 甲は、必要があると認めるときは、乙が履行を完了する前に、乙の作業場所又は甲の指示する場所で検査を行うことができる。
- 3 甲は、前2項の規定により合格又は不合格の判定をした場合は、速やかに乙に対し、その結果を通知するものとする。
なお、前条の規定による届け出を受理した日から起算して14日以内に通知をしないときは、合格したものとみなす。
- 4 乙は、検査社員の職務の遂行につき、相当の範囲内で協力するものとする。
- 5 乙は、検査に先立ち検査社員の指示するところにより、社内検査を実施した場合は、社内検査成績書を甲に提出するものとする。
- 6 検査を受けるのに必要な費用は、代金に含まれるものとする。
- 7 甲は、前各項に定める検査に関する事務を第三者に委託することができる。この場合、甲は、適宜の方法により乙にその旨通知するものとする。

(所有権の移転)

- 第10条 この契約に基づく成果物の所有権は、前条に規定する甲の検査に合格し、甲が受領したときに乙から甲に移転するものとする。
- 2 前項の規定により成果物の所有権が甲に移転したときに、甲は乙の責めに帰すべからざる事由による成果物の滅失、毀損等の責任を負担するものとする。

(代金の請求及び支払)

- 第11条 乙は、契約の履行を完了した場合において、甲の行う検査に合格したときは、支払請求書により代金を甲に請求するものとする。
- 2 甲は、前項に定める支払請求書を受領したときは、当月の10日までに受け付けたものについては、当月の末日(当月の末日が土日祝休日の場合は前営業日) 当月の25日までに受け付けたものについては、翌月の15日(翌月の15日が土日祝休日の場合は前営業日)(以下「約定期限」という。)に支払うものとする。ただし、郵便振替払出証書で支払う場合にあつては、同証書の発行を支払日に行い、発行する月の末日までに支払う。
なお、支払代金に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
 - 3 乙は、甲の指示するところにより履行期限が複数になっている場合には、当該履行完了部分に相応する代金相当額の金額について、部分払を請求することができる。
なお、部分払の回数については、 回以内とする。

(支払遅延利息)

- 第12条 甲は、約定期限に代金を乙に支払わない場合は、約定期限の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未支払金額に対し、年3.4%の率を乗じて計算した金額を、遅延利息として乙に支払うものとする。ただし、約定期限に支払をしないことが天災地変等やむを得ない理由による場合は、当該理由の継続する期間を、遅延利息を支払う日数から減ずるものとする。
- 2 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満である場合は、遅延利息を支払うことを要しないものとする。

(履行期限の猶予)

第13条 乙は、履行期限までに義務を履行できない相当の理由があるときは、あらかじめ、その理由及び履行完了予定日を甲に申し出て、履行期限の猶予を書面により申請することができる。この場合において、甲は、履行期限を猶予しても、契約の目的の達成に支障がないと認めるときは、これを承認することができる。

この場合、甲は原則として甲が承認した履行完了予定日まではこの契約を解除しないものとする。

2 乙が履行期限までに義務を履行しなかった場合、乙は、前項に定める履行期限の猶予の承認の有無にかかわらず、履行期限の翌日から起算して、契約の履行が完了した日（履行期限遅延後契約を解除したときは、解除の日。）までの日数に応じて、当該契約金額に年7.3%の率を乗じて得た遅滞金を甲に対して支払うものとする。ただし、その金額が100円未満であるときは、この限りでない。

3 前項の規定による遅滞金のほかに、第19条第1項の規定による違約金が生じたときは、乙は甲に対し当該違約金を併せて支払うものとする。

4 甲は、乙が履行期限までに義務を履行しなかったことにより生じた直接及び間接の損害（甲の支出した費用のほか、甲の人件費相当額を含む。以下同じ。）について、乙に対してその賠償を請求することができる。ただし、第19条第1項の規定による違約金が生じたときは、同条第3項の規定を適用するものとする。

第3章 契約の効力等

（履行不能等の通知）

第14条 乙は、理由の如何を問わず、履行期限までに契約の履行を完了する見込みがなくなった場合、又は契約の履行を完了できなくなった場合は、直ちに甲にこの旨を書面により通知するものとする。

（瑕疵等による債務不履行）

第15条 乙は、仕様書等の定めに適合する委託内容を履行するものとする。また、乙は、成果物の納入が義務付けられている場合は瑕疵のない、かつ、仕様書等の定めに適合する成果物を納入するものとする。

2 乙による履行が仕様書等の定めに違背する場合、納入された成果物に瑕疵がある場合、又は成果物が仕様書等の定めに違背する場合は、甲は、自らの選択により、乙に委託内容の再履行及び成果物の修補又は代金の減額を請求することができる。

甲は、再履行及び成果物の修補を請求するときは、相当な期限を定めることができる。

3 甲が、再履行及び成果物の修補を請求した場合で、その期間中契約の目的を達し得なかったときは、甲は、当該期間に応じて第13条第2項の規定に準じて計算した金額を乙に対し請求することができる。

4 甲は、第2項に規定する違背又は瑕疵が重大と認める場合又は乙が第2項に規定する甲の請求に応じない場合、この契約を解除することができる。この場合において、乙は甲に対し、第19条第1項の規定による違約金を支払うものとする。ただし、甲は委託内容が既に履行された場合及び返還すべき成果物が既にその用に供せられていた場合でも、これにより受けた利益を返還しないものとする。

- 5 甲は、第2項に規定する違背又は瑕疵により生じた直接及び間接の損害について、乙に対してその賠償を請求することができる。ただし、第19条第1項の規定による違約金が生じたときは、同条第3項の規定を適用するものとする。
- 6 甲は、第2項に規定する違背又は瑕疵が発見された場合は、発見後6か月以内に乙に対して通知するものとする。
- 7 第2項の規定に基づく再履行及び成果物の修補の義務の履行については、性質の許す限り、この契約の各条項を準用する。
- 8 第2項の規定に基づき再履行及び修補され、再度引き渡された成果物に、なお本条の規定を準用する。
- 9 再履行及び修補に必要な一切の費用は、乙の負担とする。

第4章 契約の変更等

(契約の変更)

- 第16条 甲は、契約の履行が完了するまでの間において、必要がある場合は、履行期限、仕様書等の内容その他乙の義務に関し、この契約に定めるところを変更するため、乙と協議することができる。
- 2 前項の規定により協議が行われる場合は、乙は、見積書等甲が必要とする書類を作成し、速やかに甲に提出するものとする。
 - 3 乙は、この契約により甲のなすべき行為が遅延した場合において、必要があるときは、履行期限を変更するため、甲と協議することができる。

(事情の変更)

- 第17条 甲及び乙は、この契約の締結後、天災地変、法令の制定又は改廃、その他の著しい事情の変更により、この契約に定めるところが不当となったと認められる場合は、この契約に定めるところを変更するため、協議することができる。
- 2 甲は、市場価格の動向、技術革新等からみて本契約金額について変更の必要があると認める場合は、乙と協議することができる。
 - 3 前条第2項の規定は、前2項の規定により契約金額の変更に関して、協議を行う場合に準用する。

(甲の解除権)

- 第18条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。
- (1) 乙が履行期限(第13条第1項により猶予を承認した場合は、その日。)までに、履行を完了しなかったとき又は完了できないことが客観的に明らかとなるとき。
 - (2) 第9条第1項の規定による検査に合格しなかったとき。
 - (3) 第15条第4項に該当するとき。
 - (4) 前3号に定めるもののほか、乙がこの契約のいずれかの条項に違反したとき。
 - (5) この契約の履行に関し、乙又はその代理人、使用人に不正又は不誠実な行為があったとき。
 - (6) 乙が、破産の宣告を受け又は乙に破産の申立て、民事再生手続開始の申立て、会社

更生手続開始の申立てがあるなど、経営状態が著しく不健全と認められるとき。

(7) 乙が、制限行為能力者となり又は居所不明になったとき。

(8) 乙が、反社会的勢力と判明した場合。

なお、反社会的勢力とは、暴力団、国際犯罪組織、国際テロリスト、社会運動標ぼうゴロ等、その他次の各号に掲げる者をいう。

ア 会社が提供するサービスを不正に利用し、又は不正な目的をもって利用する者

イ 会社が提供するサービスの利用を通じて、社会的妥当性を欠く不当な要求をする者

ウ その他、社会的妥当性を欠く不当な要求をする者

(9) 乙が甲との取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いたとき。

(10) 乙が再委託を行う場合において、当該再委託先相手が次の各号に該当するとき。

ア 反社会的勢力であるとき

イ 前記に掲げるほか、社会的妥当性を欠く不当な要求をしたとき

ウ 甲との取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いたとき

2 甲は、前項に定める場合のほか、甲の都合により必要がある場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。この場合、甲は乙に対して契約の解除前に発生した乙の損害を賠償するものとする。ただし、契約解除の日から起算して90日より前に、甲が書面により乙に契約解除の意思を示した場合は、乙は甲に対して契約解除前に生じた一切の損害の賠償を請求できないものとする。また、甲は、前項第8号から10号により、本契約を解除した場合には、乙に損害が生じたとしても、これを一切賠償しないものとする。

(違約金)

第19条 乙は、前条第1項の規定により、この契約の全部又は一部を甲により解除された場合は、違約金(損害賠償の予定)として解約部分に対する価格の100分の20に相当する金額を甲に対して支払うものとする。ただし、その金額が100円未満であるときは、この限りではない。

2 前項の規定による違約金のほかに、第13条第2項の規定による遅滞金が生じているときは、乙は甲に対し当該遅滞金を併せて支払うものとする。

3 第1項の規定は、甲に生じた直接及び間接の損害の額が、違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき、賠償を請求することを妨げないものとする。

4 前条第2項の規定により、乙がこの契約の全部又は一部を甲により解除された場合、違約金は発生しないものとする。

(入札談合等の不正行為に対する違約金)

第20条 乙は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、違約金として契約金額(契約期間の終期まで継続した場合に甲が支払う金額とする。)の100分の20に相当する金額を、甲の指定する期間内に甲に対して支払うものとする。ただし、その金額が100円未満であるときは、この限りでない。

(1) 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業

者団体が同法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、同法第7条の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該命令が確定したとき。

(2) 乙（法人の場合にあっては、その役員又は使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

(3) 公正取引委員会が、乙に独占禁止法第66条第4項の規定による審決（同法第67条第2項による該当する事実がなかったと認められる場合の審決を除く。）を行い、当該審決が確定したとき（同報第77条の規定によりこの審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。

2 前項の規定は、甲に生じた直接及び間接の損害の額が同項に規定する違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき、賠償を請求することを妨げない。

3 本条の規定は、本契約終了後においても有効に存続する。

（乙の解除権）

第21条 乙は、甲がその責めに帰すべき理由により、契約上の義務に違反した場合においては、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

2 前項の規定は、乙が乙に生じた実際の損害につき、賠償を請求することを妨げない。

3 前項の規定による損害賠償の請求は、解除の日から30日以内に書面により行うものとする。

4 乙は、契約解除の意思がある場合、契約解除の日から起算して90日より前に、甲に書面により契約解除の意思を示した場合は、前1項に関わらず、契約の全部又は一部を解除することができる。

（知的財産権）

第22条 乙は、仕様書等に定める委託内容の履行並びに納入成果物の使用、収益及び処分が第三者の知的財産権を侵害しないことを保証する。乙は第三者の知的財産権の侵害に関する請求、訴訟等により甲に生じる一切の損害を賠償するものとする。

2 乙は、仕様書等に知的財産権に関する特別な定めがあるときは、これに従うものとする。

（支払代金の相殺）

第23条 この契約により乙が甲に支払うべき金額があるときは、甲はこの金額と乙に支払う代金を相殺することができる。

第5章 個人情報保護及び秘密の保全

（個人情報保護及び秘密の保全）

第24条 乙は、この契約に関して甲から開示を受けた情報及びこの契約の債務の履行に関して知り得た甲及び甲の顧客等の情報（以下「秘密情報」という。）を善良なる管理者の注意をもって厳重に管理し、秘密として保持し、秘密情報の漏えい、不正アクセス、滅失又はき損を防止するために必要かつ適切な措置をとらなければならない。

- 2 乙は、秘密情報をこの契約の履行以外の目的に利用してはならない。
- 3 乙は、秘密情報を盗用・改ざんしたり、第三者に開示・漏えいしてはならない。
- 4 乙は、秘密情報を複製してはならない。
- 5 乙は、乙の役員又は従業者であっても、この契約の履行のために必要のない者に秘密情報を開示してはならない。
- 6 乙は、この契約終了時に、甲の求めに応じ、秘密情報の一切を甲に返還するか、又は、甲の指示する方法でこれらを廃棄又は消去しその旨の証明書を甲に交付するものとする。
- 7 乙は、自己又はその委託先が第1項から前項までの定めに違反して甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- 8 本条の義務は、この契約の終了後も引き続き存続する。

第6章 雑則

(損害賠償)

第25条 第18条、第19条、第20条、第21条及び第24条に規定する損害賠償のほか、乙の責に帰すべき事由により甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、乙は必要な措置を講じるとともに、その損害を賠償するものとする。

(調査)

第26条 甲は、この契約の履行について、その原価を確認する場合、又はこの契約に基づいて生じた損害賠償、違約金その他金銭債権の保全又はその額の算定等の適正を図るため必要がある場合は、乙に対し、その業務若しくは資産の状況に関して質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、参考となるべき報告若しくは資料の提出を求め、又はその社員に乙の営業所、工場その他の関係場所に立ち入り、調査させることができる。

- 2 乙は、前項に規定する調査に協力するものとする。

(紛争の解決)

第27条 甲及び乙は、この契約の履行に関し、紛争又は疑義が生じた場合は、その都度協議して円満に解決するものとする。

(裁判所管轄)

第28条 この契約に関する訴えは、東京地方裁判所の専属管轄に属するものとする。

この契約を証するため、この証書2通を作成し、双方記名押印の上各1通を保管する。

平成 年 月 日

甲 契約責任者

乙 請負者 住所

氏名